

7. 地域密着型サービスに関すること

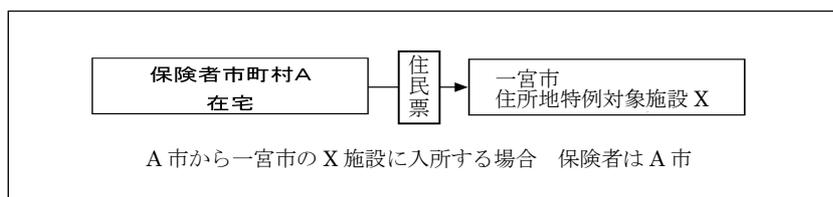
7-1. 地域密着型サービスの利用について

1. 介護保険被保険者証の確認

一宮市内にある地域密着型サービス事業所は、原則として、一宮市の被保険者を対象としてサービス提供を行うほか、市内の住所地特例対象施設に居住する住所地特例対象者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（短期利用を含む）及び看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を含む）を提供できることとされています（介護保険法第78条の2、第115条の12）。

過去に、介護保険被保険者証の確認が不十分であったために、他市町村の被保険者が通常では利用できない地域密着型サービスを利用してしまったケースがありました。利用申し込みの際は介護保険被保険者証の確認を徹底し、こうしたことがないように十分に注意してください。

《住所地特例のイメージ図と住所地特例対象者の介護保険被保険者証の例》



【地域密着型サービスを利用する可能性のある住所地特例対象施設】

- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く）
- ・有料老人ホーム
（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く）
- ・サービス付き高齢者向け住宅
（入浴・排せつ又は食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかを提供している場合）

介護保険被保険者証							
番号							
被 保 険 者	住所 一宮市・・・ (住所地特例対象施設Xの所在地)						
	フリガナ						
氏 名	氏名						
	生年月日	性別 男・女					
交付年月日							
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> A市(一宮市以外の保険者)						

2. 住民票の異動

サービスの利用開始後に何らかの理由により住民票を一宮市外へ移し、他市町村の被保険者になった場合は、継続してサービスの利用（保険給付）ができなくなります。それを知らず、利用者の家族が利用者の住民票を他市町村へ移してしまったケースが過去にありました。利用者や利用者の家族に対して、他市町村へ住民票を移すことにより、サービスの継続利用に影響があることを、利用開始時のみならず機会をとらえて説明するなど、周知をお願いします。

なお、他市町村の被保険者が直接一宮市内の地域密着型サービス事業所へ住民票を移し、当該事業所を利用することは、地域密着型サービスの趣旨から適切ではありません。

3. みなし指定

《認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護》

平成 18 年 3 月 31 日（認知症対応型通所介護は平成 18 年 3 月中）時点で他市町村の被保険者が利用していた一宮市内にある地域密着型サービス事業所は、その被保険者が利用している間は当該他市町村から指定を受けているものとみなされています（みなし指定）。

《地域密着型通所介護》

平成 28 年 3 月 31 日時点で他市町村の被保険者が利用（契約）していた一宮市内にある地域密着型通所介護事業所は、その被保険者が利用している間は当該他市町村から指定を受けているものとみなされています（みなし指定）。（平成 28 年 3 月 31 日時点で利用（契約）していた他市町村の利用者であっても、介護予防通所介護を利用していた者についてはみなし指定の対象とはなりません。）

みなし指定に係る当該被保険者は「1. 介護保険被保険者証の確認」に記載の原則にかかわらず、当該事業所を利用することができるかとされていますが、当該被保険者が、当該他市町村からさらに一宮市以外の他市町村へ住民票を移した場合には、みなし指定の効力がなくなり、当該事業所を継続して利用（保険給付）することができなくなります。また、みなし指定の効力は当該被保険者に限ったものであるため、当該事業所がみなし指定対象者以外の他市町村被保険者を新規で受け入れることはできません（住所地特例対象者の場合は「1. 介護保険被保険者証の確認」を参照）。

4. その他留意事項

やむを得ない事情により、他市町村被保険者が通常では利用できない一宮市内の地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合は、利用開始前に必ず当該他市町村の担当課及び介護保険課介護保険グループ指定担当までご相談ください。

上記の「やむを得ない事情」は、個々のケースについて保険者である他市町村が精査した上で事業所所在地である一宮市と協議の上で判断します。全てのケースが「やむを得ない事情」と認められるわけではありませんので、事前に担当のケアマネジャー等と十分検討してください。また、協議の上で利用が認められた場合、事業所は当該他市町村から指定を受ける必要があります。この時、実際に利用が可能な他市町村被保険者は協議の対象となった当該他市町村被保険者に限られます。

《やむを得ない事情に該当しないと考えられる主な事例》

- 一宮市内のその事業所でなければならぬ明確な理由がない場合。
- 一宮市に隣接する A 市の区域に居住する A 市被保険者が、単に自宅から近いという理由で近隣の一宮市内の地域密着型サービス事業所の利用を希望した場合。
- 実態として一宮市内に居住している（居住する見込みがある場合も含む）ものの、住所変更に関する諸手続きの手間を理由にそれを行っていない（行わない）場合。
- 有料老人ホームに併設する地域密着型通所介護事業所等で、住民票を移すことなく併設有料老人ホームに入居した他市町村の被保険者に対してサービス提供する場合。

※上記は主な事例であり、個々のケースの判断は詳細状況を踏まえて行います。